

年金を担保とする貸付の取扱いに関する協定書

沖縄振興開発金融公庫（以下「甲」という。）、厚生労働省（以下「乙」という。）及び日本年金機構（以下「丙」という。）は、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成8年法律第82号）附則第16条第3項及び厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第16条第3項の規定に基づき乙が支給する年金（以下「年金」という。）を甲が行う貸付の担保に供する場合の取扱いについて、沖縄振興開発金融公庫法（昭和47年法律第31号）（以下「沖縄公庫法」という。）に定めるところによるほか、次の事項について協定を締結する。

（支給状態証明書の交付）

第1条 乙は、年金の受給者（以下「受給者」という。）から甲が定める支給状態証明書の交付について請求を受けたときは、必要事項を証明し、当該受給者に交付する。この場合においては、当該証明書に係る証明手数料を徴しない。

（担保権設定届書の提出）

第2条 甲は、年金を担保とする貸付を行ったときは、甲の定める担保権設定届書を各支給期月の前月5日（当日が土曜日、日曜日又は休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。以下同じ。）にあたるときは、その直前の土曜日、日曜日又は休日でない日）までに乙に提出する。

（年金の支給明細書の提出）

第3条 乙は、担保権設定届書が提出されている受給者に係る年金の支給明細書を各月の5日（当日が土曜日、日曜日又は休日にあたるときは、その直前の土曜日、日曜日又は休日でない日）までに甲に提出する。

（年金の支払）

第4条 乙は、前条の支給明細書に係る年金を当該月の15日（当日が土曜日、日曜日又は休日にあたるときは、その直前の土曜日、日曜日又は休日でない日）に甲の指定する金融機関の口座に振り込む。

（担保権消滅届書の提出）

第5条 甲は、担保権が消滅したときは、甲の定める担保権消滅届書を乙に提出する。

（必要書類の徵求）

第6条 担保権設定届書が提出されている受給者において、受給者の生存の確認に関する書類、加給年金額対象者等の生計の維持の確認に関する書類、所得税の源泉徴収に係る扶養親族等の申告

に関する書類等、当該受給者が乙に提出する必要のある書類については、沖縄公庫法第19条第4項の規定に基づき準用する株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律（昭和29年法律第91号）第9条の規定にかかわらず乙が直接受給者から徴することとする。

（過誤受給与金の返還）

第7条 甲は、死亡失権等による過誤受給与金を受領したときは、実際に支給を受けた金額を乙に返還する。

（受給者に係る個人情報の取扱い）

第8条 甲、乙及び丙は、相互に提供を受けた受給者に関する一切の情報（以下「個人情報」という。）について、これを第三者に提供してはならない。

2 甲、乙及び丙は、相互に提供を受けた個人情報を沖縄公庫法に基づく業務に係る事務においてのみ使用し、他の目的に用いてはならない。

3 甲、乙及び丙は、前項の事務の従事者に対し個人情報の取扱いに定める事項を十分説明し、個人情報に係る安全管理が図られるよう、必要かつ適正に監督を行わなければならない。

4 甲、乙及び丙は、相互に提供を受けた個人情報の漏えいが発生した場合は、直ちに相手方に報告しなければならない。

5 個人情報の取扱いについては、この協定の締結以前に提供を受けた個人情報に対しても適用され、この協定の終了後もなお継続する。

（丙が行う事務）

第9条 第1条から第3条まで、第5条及び第6条に規定する事務については、甲、乙及び丙との間で別に締結する了解事項に基づき丙が行うものとする。

（協定事項の改定等）

第10条 この協定について将来改定等の必要が生じたときの措置又はこの協定に定めのない事項については、そのつど甲、乙及び丙の三者が協議のうえ決定する。

条第
昭和
に
い
て
個
報
さ
の

附 則

- この協定は、令和4年4月1日から適用する。
- 沖縄振興開発金融公庫、厚生労働省及び日本年金機構との間で締結した平成24年4月2日付け「年金を担保とする貸付の取扱いに関する協定書」は、令和4年3月31日をもって廃止する。

この協定を締結した証として、正本3通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。



令和4年4月1日

甲 沖縄振興開発金融公庫

理 事 長 川 上 好 夫



乙 厚生労働省

大臣官房
年金管理審議官

宮 本 直



丙 日本年金機構

理 事 長 水 島 藤 一 郎

